

## 平成21年度さいたま市下水道事業会計予算

### ( 総 則 )

第1条 平成21年度さいたま市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### ( 業務の予定量 )

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

( 1 ) 汚水処理戸数	411,300 戸
( 2 ) 年間総汚水処理水量	130,720,699 m <sup>3</sup>
( 3 ) 一日平均汚水処理水量	358,139 m <sup>3</sup>
( 4 ) 主要な建設改良事業	
管きよ整備事業費	17,574,143 千円

### ( 収益的収入及び支出 )

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	下水道事業収益			21,597,639 千円
第1項	営業収益			14,908,368 千円
第2項	営業外収益			6,689,271 千円
		支	出	
第1款	下水道事業費用			21,061,930 千円
第1項	営業費用			15,722,111 千円
第2項	営業外費用			5,309,037 千円
第3項	特別損失			25,323 千円
第4項	予備費			5,459 千円

( 資本的収入及び支出 )

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,677,666千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 239,697千円、当年度分損益勘定留保資金 8,437,969千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	19,936,404	千円
第1項	企業債	9,224,400	千円
第2項	他会計出資金	4,336,900	千円
第3項	他会計負担金	485,637	千円
第4項	国庫補助金	5,102,800	千円
第5項	負担金	762,502	千円
第6項	長期貸付金返還金	24,165	千円

支 出

第1款	資本的支出	28,614,070	千円
第1項	建設改良費	19,301,596	千円
第2項	企業債償還金	9,281,154	千円
第3項	長期貸付金	31,320	千円

( 継続費 )

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	日進櫛引雨水幹線整備事業	3,100,000	平成21年度	350,000
				平成22年度	1,800,000
				平成23年度	950,000
1 資本的支出	1 建設改良費	加田屋落し雨水幹線整備事業	560,000	平成21年度	150,000
				平成22年度	410,000

( 企業債 )

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 9,046,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	178,200			
合計	9,224,400			

( 一時借入金 )

第7条 一時借入金の限度額は、15,000,000千円と定める。

( 予定支出の各項の経費の金額の流用 )

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

( 1 ) 営業費用及び営業外費用の間の流用

( 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 )

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

( 1 ) 職員給与費 1,364,264 千円

( 他会計からの補助金 )

第10条 雨水処理費等に要する費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、15,152,197千円である。

平成21年2月3日 提出

さいたま市長 相 川 宗 一